

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和6年7月25日・東京都規則第135号

1 概要

(1) 改正理由

病院等の人命に関わる施設において、非常時における特例措置として、常用井戸の揚水量の制限を一時的に解除できるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

第29条第3項に規定する地下水の揚水施設の揚水量の制限について改正し、非常時の特例措置についてのただし書を追記する。

ただし、次の各号に掲げる事業所の揚水施設における揚水量は、非常時において当該揚水施設の揚水可能量を上限とする。

- 一 病院その他の医療施設
- 二 社会福祉施設（通所のみにより利用されるものを除く。）

2 施行日

令和6年8月1日

3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課地下水管理担当

直通 03-5388-3547